

回答は簡単。「公正証書は作成されていない」。A氏は続けて、Oに報告したというMにも確認すると、Mは「公正証書を見たという報告はしていない」ときっぱり言った。「報告したのは、公証人役場の印が押してある1枚紙（かつてA氏の会社が振り出した小切手のコピー）を見たということだけだ」。これは単なる確定日付が押されているだけで、A氏がTに債務を負っているという証拠なんかにはならない。

8 県警と公安委員会の冷たい現実

これが、「県民の安全、安心を守るため、社会正義の追求に全力を尽くしたい」と抱負を語っていた東川新本部長が指揮する千葉県警の現実だ。県民の代表によって構成されているはずの公安委員会は、とことん沈黙。自分たちではまるで何も考えていないのではないかと疑いたくなる。

A氏らは今度こそ、公安委員会と新しい県警本部長に助けてもらえるのではないかと期待した。それが見事に裏切られた。

そしてTの執拗な要求は相変わらず続いている。

(つづく)



お知らせ

■ 仙波さんの国賠訴訟が結審

去る6月19日、松山地方裁判所で、仙波敏郎さんの国家賠償請求訴訟事件が結審。弁護団、とくに地元の弁護団にみなさん、実働部隊としてお疲れさまでした。判決言渡しは

今年9月11日(火)午後1時10分～

■ 窪内さんの人事委員会審査請求

去る6月13日、高知県人事委員会で、窪内孝志さんの懲戒免職審査請求事件の公開口頭審理が始まった。傍聴席には贈収賄の“共犯”ということになっている矢野清海さんの姿。

処分者の主張と証拠から、県警が捜査記録やNシステムのデータを監察の調査に使っていること、申立人の海外渡航事実を調査していたことが判明。

地方公務員の懲戒事由の有無の調査にどうしてこのようなことができるのか。こちらから処分者に釈明を求めた。次回期日は

今年8月21日(火)午後2時半～



■ 警察見張り番総会で講演

日時：7月21日(土)午後7時40分～8時40分
場所：かながわ県民サポートセンター304号室

(JR横浜駅西口徒歩2分)

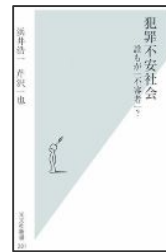
講師：大宅 武彦(元長崎県警警察官)

演題：「私はなぜ告発を選んだか？」

*原田宏二著『警察VS警察官』(講談社)で大宅さんの事件を詳しく紹介しています。

■ 事務局長のオススメ本

『犯罪不安社会 誰もが「不審者」?』



浜井浩一・芹沢一也著(光文社新書、740円+税)

治安悪化なんて誰が言った？ 事実と相反する「神話」がなぜ「常識」と化したのか？ 統計と事実から「神話」の仕掛けを分析する。

カンパをありがとう

2006年10月1日から本年5月30日現在までのカンパの延べ人数は14人、総額は677,500円でした。

警察ネット発足後から現在までのカンパ延べ人数は146人、総額4,218,160円となりました。ありがとうございました。

カンパの用途は、主に各地で開かれる市民集会や支援事件の弁護団の交通費・宿泊費などです。

これからもカンパをお願いします。

郵便局 00120-5-593264

加入者名 明るい警察を実現する
全国ネットワーク

※ 賛助会員会費(6,000円)のお振込の場合は、払込取扱票の通信欄に「賛助会費として」とお書きください。カンパをお振込される場合は、「カンパとして」とお書きください(払込票控えをもって領収証に代えさせていただきます。ご了承ください)。

発行 明るい警察を実現する全国ネットワーク

代表 原田 宏二 事務局長 清水 勉
〒160-0003 東京都新宿区本塩町12番地
四谷ニューマンション309
さくら通り法律事務所内

TEL 03-3353-3399 FAX 03-5363-9856

E-mail: police@ombudsman.jp

明るい警察を実現する全国ネットワークNEWS

第1号 ~2007年6月~

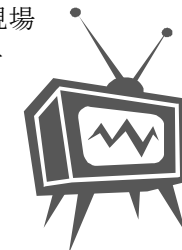
愛知県長久手町の人質立てこもり事件

高知県警OB 片岡 壮起

1 人質事件発生

平成19年5月17日、愛知県長久手町で元暴力団組員による拳銃使用の人質立てこもり事件が発生した。事件は、2日後の5月19日未明、人質は自力で脱出し、無事保護され、犯人投降という形で終結した。しかし、終結までに、犯人に銃撃されて4人の死傷者が出た。負傷者は、犯人の子供2人と事件発生直後、現場に駆けつけた交番の警察官1名の計3名である。死者は、負傷警察官の救助に従事していた機動隊の特殊急襲部隊(SAT)の隊員であり、犯人の凶弾に倒れ殉職した。

2 現場はマスコミによって国民に配信された。マスコミ各社は事件認知後、現場に中継車を配置し、生々しい現場の映像を国民に配信した。事件解決までのドキュメントである。ライブ映像の中で、現場周辺半径約300メートルに渡って立ち入り禁止の警戒網が張られ、不安に陥っている付近住民の姿が映し出されていた。その中でもショッキングだった映像は、銃撃され重傷を負って玄関前に倒れている警察官の姿であった。その負傷警察官は、事件発生から約5時間もその場に放置されていた。こう着状態の中、現場でSAT隊員が凶弾に倒れる生々しい殉職シーンの映像も流れた。まさに、ショッキングな映像が放映され、国民が事件の目撃者となった。



3 もたもたする警察

国民はこの映像を見て、何を感じたのだろうか？まず先に思ったことは、「銃撃され重傷を負った警察官を早く救出しなければ、命が危ない。」だったのではないだろうか。又、SAT隊員が、凶弾に倒れ、殉職したことで、「警察は強硬手段を取ってでも早く犯人を逮捕しなければ、第2第3の犠牲者が出てしまう。捜査指揮はどうなっているの

か。警察は早く何とかしろ」「犯人が拳銃を撃っているのになぜ応戦しないんだ」とTVに向かって叫んだのではないだろうか。それを物語るように事件解決後、捜査指揮に対するマスコミ批判が高まった。捜査指揮は適正だったのか。

4 事件の裏事情

当時の捜査状況は、現場にいた者でなければわからない。その状況を週刊誌記者が関係者から取材して暴露した。記事によると、実は、事件発生約30分の時点で、現場に急行配置した捜査員らによって、犯人の制圧・逮捕のチャンスがあったということである。しかし、上層部から「待たせ」がかり、そのチャンスを逸したことで、負傷警察官を救出できず、事件解決も長時間に及び、殉職者も出ず最悪の事件へと発展したと指摘した。更に記事には、現場には、愛知県警の捜査一課特殊犯、特殊急襲部隊、狙撃部隊、大阪府警の特殊班の4部門が張り付き、現地に派遣された警察庁特殊事件捜査室の指導員と捜査方針を立てていたということである。指揮系統が一本化されず、方針の決定に時間を要したことが、事件解決の弊害になったと指摘している。まさに「烏合の衆」である。

記事の内容がどこまで真実であるのかはわからない。しかし、指揮系統が一本化されていなかったことが事実であれば、現場は絶対的な権限をもった指揮官がいない最悪な捜査体制であったことが窺える。現場経験のある現場の警察官たちの判断が優先されず、事件現場の経験のない官僚の判断で対応せざるを得ない状況があったとすれば、同じようなことは今後も繰り返される。

5 全国の現場警察官に向けて納得できる説明を

凶悪事件に対峙する現場の指揮官は、死傷者を出さず事件を解決したいはずだ。しかし、強硬手段を用いなければ事件が解決しない場合もある。事後の責任問題、マスコミからのバッシングを恐れていては、捜査指揮はできない。



指揮が消極的であれば、現場で命を懸けている警察官にはすぐにそのことがわかる。彼らの士気、緊張感にも確実に影響する。「上」に対する不信感が生まれる。今回の事件で、負傷警察官をどうして早期に救出できなかったのか、どうして強硬手段をもって解決にあたらなかったのか、そのことをだれよりも痛切に実感していたのは、現場の警察官たちだったに違いない。

国民はそれぞれの生活に追われ、すぐにこの事件を忘れてしまうかもしれない。しかし、現場にいた警察官たちは生涯忘れないだろう。明日はわが身なのだから。全国の警察官たちも自分のこととしてあのテレビ画面をみていたに違いない。彼らも忘れない。

警察庁と愛知県警は、全国の現場の警察官に向けて、今回の警察組織としての対応がどうしてあのようなになったか、どこに問題があったのか、今後、同様の事件が起こったらどうするか、ということをしっかり説明すべきだ。

警察官は、地方公務員法で労働組合の結成さえ禁止されている。だから、現場の警察官が団体として警察庁や愛知県警に抗議や公開質問状を出すことはない。つまり、現場からは警察庁と愛知県警に対して表だった批判は出ないということだ。しかし、警察官僚が、それを「自分たちのやり方に内部からの強い反発はない」と考えるのは甘い。上記の説明責任を果たさないなら、現場の警察官の「上」に対する信頼は確実に失われる。

警察組織は現場の警察官の命を大事にする。そのことが実感できる組織に戻さなければならない。そうしなければ、警察組織はますます事件対応能力を失ってゆく。それは国民にとっても不幸なことだ。



だれのための公安委員会か？

暴対法の執行責任者＝公安委員会の
何もしない現実！！

東京 弁護士 清水 勉

1 事件の概要

A氏は、自分が代表を務めていた会社が倒産直前（1989年）に発行した手形・小切手（総額約5,000万円）がきっかけとなって、発行後5年以上経過し、手形債権が時効消滅したのち、1997年1月末、暴力団組事務所で、2億5,000万円の支払の保証人にさせられた。その場には、以後、

A氏にずっと付きまとうことになるTが居合わせた。

主たる債務者になった男性は約700万円を支払った後、行方不明になってしまった。以後、1997年8月頃から、TがA氏に付きまとうようになった。A氏は、ヤクザに脅されて連帯保証人になってしまったことから、請求されるたびに数十万円、ときには100万円、200万円と支払って来た。他方、Tは領収証を1度も交付してくれなかった。

A氏が仕事の都合で海外出張中でもTは請求を止めず、A氏の自宅に押しかけ、A氏の妻に振込をさせたり、妻が助けを求めた叔父・B氏にも支払を求め、現金の交付や振込をさせてきた。

昨年12月までA氏は約80回、総額約4,000万円を交付または振込送金させられてきた。

B氏も約12、3回、総額約500万円を支払わされた。

しかも、Tの執拗な請求はその後も続いている。



2 警察への相談

A氏は、1999年6月頃から、幾度も地元警察署に相談に行っていた。しかし、「弁護士に相談して告訴状を出せ」「Tには権利がある」などと言われてきた。弁護士に相談したこともあるが、恐喝などでの告訴はむずかしいと断られた。そのためA氏は警察署に告訴状を提出することができなかった。

なぜか、Tの対応がうまいからだ。

TはA氏らとの対応に細心の注意を払っており、生命身体に危害を加えるような言動や態度を示さなかった。それでも、暴力団事務所では支払を約束させられたA氏には十分に恐怖だった。経緯を知っているA氏の妻も同様だ。A氏らの自宅周辺でも、A氏やB氏を喫茶店に呼び出したときでも、周囲に聞こえる大声で、「金、払え」「嘘つき」などと延々とものしり続け、A氏らを困惑させ精神的に根負けさせて支払わせていた。

自宅前にTが居座っているときに警察官を呼んでも、警察官はしばらく立ち話をするだけで、間もなく帰って行った。Tは警察官の対応の仕方に慣れていった。

3 公安委員会の怠慢

このような場合を想定して、『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』（「暴対法」）では、恐喝などはっきりとした刑法犯に当たらず逮捕できない場合であっても、暴力団員による嫌がらせや

金銭の交付要求が繰り返されるのを防ぐための命令権限を公安委員会に与えている。公安委員会は被害者保護のために、加害者に対して要求行為を中止するよう命じ、又は中止させるために必要な事項を命じることができる（第11条）。

ところが、地元警察署も公安委員会も、このような制度があることをA氏らに教えず、この法律に基づく救済活動を全く行って来なかった。

4 千葉県公安委員会

千葉県公安委員会のホームページで公安委員の顔ぶれをチェックすると、5人の委員（男4人、女1人）で構成され、年齢は60歳から69歳、平均年齢65.4歳。肩書は、会社社長・会社社長・元小学校長・銀行頭取・社団法人副理事長。

この人たちが暴対法を執行する公安委員会の構成メンバーなのだ。とてもこの法律の解釈運用ができる人たちとは思えない。

A氏らは、警察ネット事務局に相談の上、今年1月19日、被害者の実効的な保護を行うことを求める申入れ書を千葉県公安委員会に提出した。

5 新聞報道におどろき！

翌日（20日）、新聞4紙（毎日新聞、東京新聞、読売新聞、千葉日報）が朝刊で、「暴力団組員に4000万円支払わされ」「保護求め申入れ書」「県公安委に『平穏な生活を』」（毎日新聞）、「県公安委救済申し入れ受理」「暴力団の不当金銭要求で」（東京新聞）などの見出しで、大きく報道した。

これだけ報道してもらえれば、県公安委員会も県警も少しはまともに対応してくれるようになるだろうと思った。

続けてこの記事のすぐ下の記事に目を移すと、驚いたことに、19日付けで警視庁総務部長から千葉県警本部長に就任した東川一氏（53歳）の着任記者会見の記事が出ていた。その会見で東川新本部長は「県民の安全、安心を守るため、社会正義の追求に全力を尽くしたい」と抱負を語っていた。

東川新本部長は自分の記事のすぐ上に出ている記事を見てどう思っただろうか。



6 県警の説明と無言の公安委員会

同月22日（月）から県警本部及び地元警察署の警察官が対応することになった。

翌23日（火）、A氏は弁護士と一緒に地元警察署を訪ね、これまでの事情を詳しく説明した。この日も、Tからの電話は続いていた。Tは県警

が動こうとしていることをまだ知らない。

Tは金を払わないA氏らの自宅に押しかけてきた。A氏の妻が地元警察署に電話すると、すぐに数人の警察官が来て、Tと話し合い、Tも警察官も帰って行った。

これで事件の解決が見えてきた、と思った。

26日（金）、A氏らは弁護士と一緒に、地元警察署で、県警本部の警察官Oから説明を受けた。OはA氏らに顔写真リストを示して、「Tと言っている男はここにあるか」と聞いた。A氏らは迷わずひとりの男の顔写真を指差した。その男こそA氏らを悩まし続けてきた張本人のTだった。「これでやっと警察が本格的に動いてくれる」。A氏は長年の苦しみから解放される」と期待した。

ところがOの口から出た言葉は全く予想していないものだった。

Oは次のように言った。

①この男は指定暴力団の組員ではないから、暴対法の適用はない。暴対法を根拠にTの要求を止めることはできない。

②TがA氏とB氏に対する公正証書を持っているのを所轄警察署の警察官Mが見ている。Tは正当な権利者だから、要求すること自体を止めることはできないから、はっきりした脅迫などがなければ警察は対応できない。

この2つの理由から、警察は、暴対法適用についても恐喝等の刑事事件としての捜査についても手を引く、と言った。

7 納得できない県警の説明

しかし、直接の体験者であるA氏からすると、Tが暴力団組員でないという説明は納得できなかった。しかし、Oは「この人は指定暴力団の組員ではない」と口頭で説明しただけで、それ以上何も説明してくれなかった。

それなら、民事事件として弁護士が訴訟で処理するというので、Tの請求を将来的に止めることだけでもやろうと、OにTの本名と住所を尋ねたが、「教えるわけには行かない」。

しかも「公正証書がある」と断言する。A氏は驚いて言葉が出なかった。Oはニヤニヤしながら黙り込んでいるA氏らに「弁護士さんには本当のことを言わなければダメだよ」と念を押した。これで警察の仕事はおしまいだ、という態度だ。

警察署の建物を出ると、A氏は「公正証書なんか作った覚えはないのだが、どういうことなんだ」と、すぐに公証人役場に確認した。公証人役場の

